

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成27年1月19日

【会社名】 サン電子株式会社

【英訳名】 SUNCORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 正則

【本店の所在の場所】 愛知県江南市古知野町朝日250番地

【電話番号】 0587-(55)-2201（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 山本 泰

【最寄りの連絡場所】 愛知県江南市古知野町朝日250番地

【電話番号】 0587-(55)-2201（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 山本 泰

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
合計金額168,000,000円
(内訳)
・第6回新株予約権 120,000,000円
・第7回新株予約権 48,000,000円
(注) 1. 本募集は、平成27年1月19日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込み額であります。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
サン電子株式会社 東京事業所
(東京都千代田区神田練堀町3番地)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

(第 6 回新株予約権)

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 510個（新株予約権 1 個につき普通株式100株） |
| 発行価額の総額 | 0 円 |
| 発行価格 | 0 円 |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1 個 |
| 申込期間 | 平成27年 2 月 4 日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | サン電子株式会社 人事総務部 (愛知県江南市古知野町朝日 2 5 0 番地) |
| 払込期日 | 該当事項はありません。 |
| 割当日 | 平成27年 2 月 5 日 |
| 払込取扱場所 | 該当事項はありません。 |

(注) 1. 本新株予約権は、平成27年 1 月19日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 本新株予約権の引受の申込みは、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることにより行うものとします。

3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社会社従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり減少することがあります。また、下記割当新株予約権数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

| 割当対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|--------------------|-----|----------|
| 当社海外(イスラエル国)子会社従業員 | 6 名 | 510個 |

(第7回新株予約権)

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 発行数 | 200個（新株予約権1個につき普通株式100株） |
| 発行価額の総額 | 0円 |
| 発行価格 | 0円 |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成27年2月4日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | サン電子株式会社 人事総務部 (愛知県江南市古知野町朝日250番地) |
| 払込期日 | 該当事項はありません。 |
| 割当日 | 平成27年2月5日 |
| 払込取扱場所 | 該当事項はありません。 |

(注) 1. 本新株予約権は、平成27年1月19日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 本新株予約権の引受の申込みは、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることにより行うものとします。

3. 新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社子会社従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり減少することがあります。また、下記割当新株予約権数は、上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

| 割当対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|----------------|----|----------|
| 当社海外(米国)子会社従業員 | 2名 | 200個 |

(2) 【新株予約権の内容等】

(第6回新株予約権)

| | |
|----------------------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 51,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。 ただし、上記総数は、割当予定数であり引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。なお、本決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとします。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の前日までの30日間の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額（1円未満の端数切り上げ）とします。また、本決議日後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 120,000,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの株式の発行価格は、行使価額と同額とします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成29年6月25日～平成36年6月24日 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 新株予約権の行使請求の受付場所 サン電子株式会社 人事総務部 (又はその時々における当該業務担当部署) 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 江南支店 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社及び当社の子会社の取締役又は使用人の地位を失ったときは、新株予約権を行使できないものとします。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 当社は、新株予約権者が権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項はありません。 |

(注) 1. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。

- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。
2. 新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。
3. 新株予約権証券の発行及び株券の発行
本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

(第7回新株予約権)

| | |
|----------------------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 20,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。 ただし、上記総数は、割当予定数であり引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とします。なお、本決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとします。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値とします。また、本決議日後に、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 48,000,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。ただし、本新株予約権の権利行使期間内に行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の1株当たりの株式の発行価格は、行使価額と同額とします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。残額は資本準備金に組み入れるものとします。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成29年6月25日～平成36年6月24日 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 新株予約権の行使請求の受付場所 サン電子株式会社 人事総務部 (又はその時々における当該業務担当部署) 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 江南支店 |
| 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が当社及び当社の子会社の取締役又は使用人の地位を失ったときは、新株予約権を行使できないものとします。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 当社は、新株予約権者が権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。 |

| | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません。 |
| 代用払込みに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項はありません。 |

(注) 1. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

2. 新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。

3. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

(3) 【新株予約権の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|------------------|----------------|--------------|
| 168,000,000円(注)1 | 8,000,000円(注)2 | 160,000,000円 |

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生しません。

また、新株予約権の行使による払込みは新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額・時期を資金計画に織り込むことは困難です。従って、新株予約権の行使による払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定ではありますが、具体的金額は行使による払込みが行われた時点の状況に応じて決定します。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期）及び四半期報告書（第44期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年1月19日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年1月19日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第43期）の提出日（平成26年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年1月19日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

その報告内容は、以下のとおりであります。

（平成26年6月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額219,049,320円

ロ 効力発生日
平成26年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 300,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

定款第1章総則（目的）第2条について、事業目的を追加する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、山口正則、若井富幸、亀ヶ井克寿、東谷浩明、佐野正人、山本泰を選任する。

第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及びその内容決定の件

取締役（社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額500万円以内の範囲で割り当てる。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の従業員及び当社子会社の取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数(個) | 反対数(個) | 棄権数(個) (注)4 | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|---|---------|--------|----------------|------|--------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 160,934 | 3,323 | 4 | (注)1 | 可決 (95.08%) |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 164,175 | 82 | 4 | (注)2 | 可決 (96.99%) |
| 第3号議案 取締役6名選任の件 | | | | | |
| 山口 正則 | 156,179 | 7,996 | 86 | (注)3 | 可決 (92.27%) |
| 若井 富幸 | 163,572 | 603 | 86 | | 可決 (96.63%) |
| 亀ヶ井 克寿 | 163,574 | 601 | 86 | | 可決 (96.63%) |
| 東谷 浩明 | 156,774 | 7,401 | 86 | | 可決 (92.62%) |
| 佐野 正人 | 163,574 | 601 | 86 | | 可決 (96.63%) |
| 山本 泰 | 163,562 | 613 | 86 | | 可決 (96.63%) |
| 第4号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及びその内容決定の件 | 158,939 | 5,316 | 6 | (注)1 | 可決 (93.90%) |
| 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 | 159,678 | 4,579 | 4 | (注)2 | 可決 (94.33%) |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 棄権数には無効を含んでおります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年8月19日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年8月18日開催の取締役会において、平成26年6月25日開催の第43回定時株主総会にて承認されました「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」について、具体的な発行内容を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 銘柄

サン電子株式会社第5回新株予約権証券

2. 発行数

2,935個(新株予約権1個につき普通株式100株)

ただし、下記5.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 発行価格

無償

4. 発行価額の総額

未定

5. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 293,500株

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)を次の算式により調整し、(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)において東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

7. 新株予約権の割当日

平成26年8月29日

8. 新株予約権の行使期間

平成28年8月30日から平成36年6月24日まで

9. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社の従業員及び当社子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。

ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得勧誘の相手方(以下「勧誘の相手方」という。)の人数及びその内訳

| | | | |
|---------|------|--------|------------|
| 当社従業員 | 99名 | 2,715個 | (271,500株) |
| 子会社の取締役 | 4名 | 220個 | (22,000株) |
| 合計 | 103名 | 2,935個 | (293,500株) |

13. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
勧誘の相手方が所属している子会社は、当社の完全子会社であります。

14. 勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」において定めるものとする。

(平成26年9月1日提出の訂正臨時報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成26年8月19日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価額の総額」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規程に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正箇所

訂正箇所は___を付して表示しております。

4. 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

395,344,500円

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)において東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

(訂正後)

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,347円とする。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第43期) | 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 | 平成26年6月27日 東海財務局に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第44期第2四半期) | 自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日 | 平成26年11月14日 東海財務局に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月25日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 光明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元 宏

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサン電子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サン電子株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、サン電子株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 光明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサン電子株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

サン電子株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本正司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠元宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサン電子株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。